



### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市白石区平和通10丁目北6番17号  
名称 北海道アオキ化学 株式会社  
代表取締役 田口 淳之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 令和 2年 3月 28日  
許可の有効年月日 令和 7年 3月 27日

#### 1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### (1) 産業廃棄物の種類

- ア 燃え殻
- イ 汚泥
- ウ 廃油
- エ 廃酸
- オ 廃アルカリ
- カ 廃プラスチック類
- キ 紙くず（裏面に記載されているものに限る。）
- ク 木くず（裏面に記載されているものに限る。）
- ケ 繊維くず（裏面に記載されているものに限る。）
- コ 動植物性残さ（裏面に記載されているものに限る。）
- サ ゴムくず
- シ 金属くず
- ス ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- セ 鋳さい
- ソ がれき類

上記のうち石綿含有産業廃棄物を含むものはカ、ス、ソに限り、水銀使用製品産業廃棄物を含むものはイ、ウ、エ、オ、カ、サ、シ、スに限る。また、上記ア〜ソは水銀含有ばいじん等であるものを含まない。

##### (2) 積替え又は保管の有無 有

- ① 上記(1)イ
- ② 上記(1)ウ
- ③ 上記(1)エ
- ④ 上記(1)オ
- ⑤ 非感染性廃棄物（医療関係機関等から生じたものに限る）（上記(1)カ、サ、シ、ス）
- ⑥ 廃電気機械器具（上記(1)カ、シ、ス）
- ⑦ 廃蛍光管（上記(1)シ、ス）
- ⑧ 廃乾電池（上記(1)イ、シ）
- ⑨ 水銀使用製品産業廃棄物（上記(1)カ、サ、シ、ス）

以上9項目は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。また、①〜④及び⑥〜⑧は水銀使用製品産業廃棄物を含む。⑤は⑥廃電気機械器具を除く。⑨は⑥廃電気機械器具及び⑦廃蛍光管であるものを除く。

#### 2 積替え又は保管に関する事項

場 所	面積	保管上限	高さ	産業廃棄物の種類
白石区平和通10丁目北6番17号	1.56 m <sup>2</sup>	0.5 m <sup>3</sup>	屋内保管	上記1(2) ①
	1.96 m <sup>2</sup>	0.6 m <sup>3</sup>	〃	上記1(2) ②
	1.56 m <sup>2</sup>	0.5 m <sup>3</sup>	〃	上記1(2) ③
	1.57 m <sup>2</sup>	0.5 m <sup>3</sup>	〃	上記1(2) ④
	12.67 m <sup>2</sup>	15.0 m <sup>3</sup>	〃	上記1(2) ⑤
	7.2 m <sup>2</sup>	8.0 m <sup>3</sup>	〃	上記1(2) ⑥
	1.08 m <sup>2</sup>	0.4 m <sup>3</sup>	〃	上記1(2) ⑦
	0.52 m <sup>2</sup>	0.04 m <sup>3</sup>	〃	上記1(2) ⑧
	0.54 m <sup>2</sup>	0.14 m <sup>3</sup>	〃	上記1(2) ⑨

#### 3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況			
昭和50年11月28日	新規許可		
平成 2年 3月28日	更新許可		
平成 7年 3月28日	更新許可		
平成12年 3月28日	更新許可		
平成12年12月22日	変更許可	事業範囲の変更（積替え又は保管に関する事項：（上記1（1）にある産業廃棄物の種類のうちイの追加）	
平成17年 3月28日	変更許可	事業範囲の変更（上記1（1）にある産業廃棄物の種類のうちア、キ〜コ、セの追加）	
平成17年 3月28日	更新許可		
平成22年 3月28日	更新許可		
平成27年 3月28日	更新許可		
令和 2年 3月28日	更新許可		
5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無		無	

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの。
- ・ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの（業種限定なし）

○繊維くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。

○動植物性残さ

- ・ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。

# 書換交付

令和 4年 5月27日

事由

代表者の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。